

○財務省告示第四十九号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十一年一月二十三日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十一年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百八十四回、第三百八十七回及び第三百九十一回）、利付国庫債券（五年）（第三百三十回、第三百三十一回及び第三百三十四回）、利付国庫債券（十年）（第三百十二回、第三百十三回、第三百十四回、第三百十五回、第三百十六回、第三百十七回、第三百十八回、第三百十九回、第三百二十回、第三百二十一回、第三百二十二回、第三百二十三回、第三百二十四回及び第三百三十回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十八回、第五十回、第五十六回、第五十八回及び第六十三回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す			





（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十七 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十六 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十五 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十四 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十三 債 券	（（利 回第十付 ）三年国 百）庫 十二 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十四 債 券	（（利 回第五付 ）百年国 三）庫 十一 債 券	（（利 第五付 ）百年国 三）庫 十回 債 券	（（利 一第二付 回三年国 ）百）庫 九十 債 券
一 ・ 一 %	一 ・ 一 %	一 ・ 二 %	一 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 二 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十三	十年平 日十成 二三 月十 十二	十年平 日十成 二三 月十 十二	日年平 三成 月三 二十 十四	十年平 日十成 二三 月十 十二	年平 八成 月三 十一 日二
円百 三 十 四 億	四 億 円	二 億 円	二 十 六 億 円	億二 円百 九 十 二	三 十 一 億 円	五 十 六 億 円	二 億 円	十 五 億 円	四 十 一 億 円

（（利 第二付 五十年 八回） 国庫債 券）	（（利 第二付 五十年 六回） 国庫債 券）	（（利 第二付 五十年 回） 国庫債 券）	（（利 第二付 四十年 八回） 国庫債 券）	（（利 第十回 三年） 国庫債 券）						
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 五 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	一 ・ 〇 %
日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	二年平 日三成 月三 二十三	十年平 日一成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日一成 月三 二十三	十年平 日一成 月三 二十三	日年平 九成 月三 二十三
五十億 円	円百 三十二 億	百七十 億円	億五 円百 二十七	七億 円	八億 円	四十 億円	二億 円	億二 円百 八十二	三十 二億 円	億九 円百 五十五

（利付 第二 十年 三回 ） （国庫 債券 ）	一 ・ 八 %	平 成 三 十 五 年 三 月 二 十 五 日	三 十 億 円
--	------------------	--	------------------